

学校感染症について

学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」の通称です。学校感染症には、以下のものがあります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、水痘（水疱瘡）、結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*2 *2 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性紅斑、伝染性膿痂疹（とびひ）、などが含まれる場合があります。

学校感染症には出席停止期間（学校保健安全法施行規則 2012年4月改正）が定められています。

上記の第1種に属する疾患は「治癒するまで」、第3種は「症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。第2種は以下のようになっています。

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌剤治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水疱瘡）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が後退した後2日を経過するまで
結核	第3種感染症に同じ
髄膜炎菌性髄膜炎	第3種感染症に同じ

学校感染症に罹患した場合は、「登校許可証明書」をホームページよりプリントアウトして、主治医に記入してもらい、公欠願に添付して事務局に提出してください。

登校許可証明書

(学)北都健勝学園 新潟看護医療専門学校

学籍番号 _____ 氏名 _____

下記の疾病で令和 年 月 日から療養中のところ現在軽快し、
他者への感染のおそれはないと思われますので、 月 日登校してよいこと
を証明します。

記

病名 ()

[その他の感染症]

()

《登校後の注意事項》

令和 年 月 日

医療機関

医 師

印